

とまり 札幌地裁、泊原発の 運転差止を命じる



福島第一原発事故以降3件目

5月31日、札幌地方裁判所は、北海道電力の泊^{とまり}原子力発電所を運転してはならないと、運転差し止めの判決を下しました。泊原発は、11年の東日本大震災後、3基ある原子炉が順次停止し、今も稼働していません。北海道電力は再稼働に向け、13年に原子力規制委員会に審査を申請しましたが、8年半たった今も審査は行き詰まったままです。

泊原発の周辺住民1,200人が運転差し止めなどを求めて提訴してから10年半、福島第一原発の大事故以降、運転差し止めの判決が出されたのは、関西電力大飯原発3・4号機（福井地裁）、日本原子力発電の東海第二原発（水戸地裁）に続いて3件目です。

安全性を立証できない北海道電力

差し止め理由は、「津波に対する安全性の基準を満たしていない」からです。どのくらいの地震や津波を想定するのか決められず、今ある防潮堤の地盤が地震で液状化しないという裏付けもなく、新しく作る防潮堤の構造すら決まっていない状態では運転（再稼働）させるわけにはいかないという判断です。

北海道電力は、原子力規制委員会で審査中として、裁判での安全性の主張・立証を引き伸ばしてきましたが、規制委員会での審査でも委員会の質問に答えられない状態が続きました。主張・立証を終える見通しが立たないのは、「泊原発が抱える問題の多さ、大きさをうかがわせる」と判断した裁判所は、今年1月に審理を打ち切り、自ら安全性を判断して差し止めを決めました。

全造船関東地協労働組合

一人でも誰でも入れる労働組合 **よこはまシティユニオン**

横浜市鶴見区豊岡町 20-9-505 TEL&FAX 045-575-1948 ホムページ <http://yuniyoko.sakura.ne.jp> 【2022年7月11日】

使用済み核燃料の危険性も指摘

原告は裁判で、使用済み核燃料の撤去も求めました。裁判所は、「津波によって使用済み燃料貯蔵施設で起こりうる事故で住民の人格権を侵害する恐れがある」のに、「北海道電力は、使用済み燃料に危険性がないことを説明できていない」と危険性を指摘しました。しかし、撤去してどこに持っていくか決まっていないので、撤去までは認めませんでした。また、30*₀圏外の原告の請求が認められなかったのも、北海道電力だけでなく30*₀圏外の住民も札幌高裁に控訴しました。

能力・人材不足も指摘

今年4月、北海道電力の能力不足に業を煮やした原子力規制委員会の更田^{ふじた}委員長は、北海道電力社長に、人材投資を惜しまないよう詰め寄りました。規制委員会の質問にまともに答えられない状態だったからです。これは北海道電力だけの問題でしょうか。

いったん事故を起こしたら取り返しのつかない被害をもたらす原発は、老朽化や、新たな安全対策も加わり、様々な分野の技術者・研究者を必要とします。廃炉や核廃棄物の処理の問題も重くのしかかっています。一方、原子力産業を志す人は減り、現場作業では放射線の被曝が避けられません。

軍事攻撃への備えが不可能という安全保障面だけでなく、人材の面からも、原発に未来はありません。すべての原発を止め、廃炉や廃棄物の処理に人材と能力を集中させるべきです。それ以外に、明るい未来を子供達に手渡す方法はありません。【組合員N】



■ 故長尾さんの闘いを胸に

よこはまシティユニオン組合員だった長尾光明さん（故人）は福島第一原発で働き、被ばくが原因で退職後に多発性骨髄腫（血液のガン）を発症し労災認定されました。損害賠償を求めて東京電力を相手に裁判を起しましたが、東電は労災認定はおろか病名すら否定。裁判所も長尾さんの請求を棄却しました（最高裁 2010年4月）。

■ 原発で働く労働者と共に

原発は電力会社を元請とした4～8次の下請会社で稼働しています。3.11以降、多くの労働者が福島第一原発の収束作業に関わり、被ばくを余儀なくされています。東電福島第一原発の収束・廃炉作業や九電玄海原発の定期検査に従事し、被ばくが原因で白血病になったあらかぶさん（40代男性）は2016年11月22日に東京電力と九州電力を相手に損害賠償を求めて提訴し闘っています。ぜひ多くの皆さまのご支援をお願いします。

■ 職場の問題、いつでもご相談を！

東日本大震災や原発事故を忘れないため、私たちが毎月11日に街頭宣伝活動を始めて11年目になります。これからも、何ができるのかを一緒に考えたいと思います。「福島どころじゃない」「自分の仕事と生活が大変」という方もいるでしょう。そんなあなたこそ、あきらめる前に一度ぜひ職場の問題をユニオンに寄せてください。一緒に解決しましょう！